

松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 29 年松江市条例第 89 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<u>(児童対象性暴力等の防止)</u> <u>第 13 条の 2 児童福祉施設(助産施設を除く。)の設置者は、法第 45 条第 7 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和 6 年法律第 69 号)第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童等対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。</u> (職員) 第 36 条 略 2 略 <u>3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当</u>	(職員) 第 36 条 略 2 略

該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(府令第49条第15項に規定する心理担当職員をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士(認定地方公共団体の区域内にある保育所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第2項、第4項又は第5項の規定により保育士とみなされる者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

1 略

(保育所の職員配置に係る特例)

- 2 第36条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下この項において「看護師等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士(同条第1項に規定する保育士をい

附 則

1 略

(保育所の職員配置に係る特例)

- 2 第36条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下この項において「看護師等」という。)を、1人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士_____

<u>い、同条第 3 項、附則第 4 項又は第 5 項の規定により保育士とみなされる者及び第 36 条第 3 項ただし書の規定による支援を行う者を除く。)</u>による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 3～5 略 6 前 2 項の規定を適用するときは、保育士（<u>第 36 条第 1 項に規定する保育士をいい、同条第 3 項、附則第 2 項又は前 2 項の規定により保育士とみなされる者を除く。</u>）を、<u>前 2 項の規定の適用がないもの</u>とした場合の第 36 条第 2 項により算定される<u>保育士の数</u>の 3 分の 2 以上、置かなければならない。 7 略 8 <u>第 36 条第 3 項及び附則第 2 項により特定理学療法士等及び同項に規定する看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同条第 3 項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>	_____による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 3～5 略 6 前 2 項の規定を適用するときは、保育士（<u>法第 18 条の 18 第 1 項の登録を受けた者をいい</u>、附則第 2 項又は前 2 項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、<u>保育士の数（前 2 項の規定の適用がないもの</u>とした場合の第 36 条第 2 項により算定される<u>ものをいう。</u>）の 3 分の 2 以上、置かなければならない。 7 略
--	---

（松江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 2 条 松江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年松江市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
-----	-----

(児童対象性暴力等の防止)

第 14 条 家庭的保育事業者等は、法第 34 条の 16 第 4 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和 6 年法律第 69 号)第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

(職員)

第 30 条 略

2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を

第 14 条 削除

(職員)

第 30 条 略

2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する保健師、看護師又は准看護師_____を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(職員)

第32条 略

2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当た

(職員)

第32条 略

2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当た

っては、当該小規模保育事業所 B 型に勤務する看護師等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 B 型に勤務する特定理学療法士等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所 B 型の保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所 B 型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所 B 型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第 45 条 略

2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を 1 人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1 人に

っては、当該小規模保育事業所 B 型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第 45 条 略

2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を 1 人に限り、保育士とみなすことができる。

限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（小規模型事業所内保育事業所の職員）

第48条 略

2 略

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内

（小規模型事業所内保育事業所の職員）

第48条 略

2 略

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

<u>にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。)</u>による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 5 <u>前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)</u>による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 附 則 1～9 略 10 前 2 項の規定を適用するときは、保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所 A 型又は保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいい、第 30 条第 3 項<u>若しくは第 4 項</u>若しくは第 45 条第 3 項<u>若しくは第 4 項</u>又は前 2 項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、<u>前 2 項の規定の適用がない<u>もの</u></u>とした場合の第 30 条第 2 項又は第 45 条第 2 項により算定される<u>保育士の数</u>の 3 分の 2 以上置かなければならない。 11 略	附 則 1～9 略 10 前 2 項の規定を適用するときは、保育士(法第 18 条の 18 第 1 項の登録を受けた者 _____ _____ _____)を いい、第 30 条第 3 項_____ 若しくは第 45 条第 3 項_____ 又は前 2 項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、<u>保育士の数(前 2 項の規定の適用がない____とした場合の第 30 条第 2 項又は第 45 条第 2 項により算定される<u>ものをいう。</u>)</u>の 3 分の 2 以上置かなければならない。 11 略
---	---

(松江市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 3 条 松江市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 29 年松江市条例第 120 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<u>(児童対象性暴力等の防止)</u> <u>第3条の3 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。</u> (学級の編制の基準) 第4条 略 2 1学級の園児数は、<u>30人</u>以下を原則とする。 3 略 (職員の数等) 第5条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭、<u>主務保育教諭</u>又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を1人以上置かなければならない。	(学級の編制の基準) 第4条 略 2 1学級の園児数は、<u>35人</u>以下を原則とする。 3 略 (職員の数等) 第5条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭_____又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を1人以上置かなければならない。

2 略

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数、常時2人を下ってはならない。

略
備考
(1) この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第4項において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第3項に規定する保育士登録(同法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある幼保連携型認定こども園にあつては、同法第18条の18第3項に規定する保育士登録又は当該認定地方公共団体の区域に係る同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録。以下この号において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、 <u>主務保育教諭</u> 、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

2 略

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数、常時2人を下ってはならない。

略
備考
(1) この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第4項において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第3項に規定する保育士登録(同法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある幼保連携型認定こども園にあつては、同法第18条の18第3項に規定する保育士登録又は当該認定地方公共団体の区域に係る同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録。以下この号において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭_____、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

(2)～(4) 略	(2)～(4) 略
(5) この表の第1号に定める者については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、この表の第1号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
4 略	4 略
5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。	5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。
(1) 略	(1) 略
(2) 主幹養護教諭、 <u>主務養護教諭</u> 、養護教諭又は養護助教諭	(2) 主幹養護教諭_____、養護教諭又は養護助教諭

(3) 略

附 則

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

1～3 略

4 第5条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭、主務養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

5 略

6 第5条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第1号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

7 略

8 第5条第3項の表備考第5号及び前3項の規定により第5条第3項の表備考第1号

(3) 略

附 則

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

1～3 略

4 第5条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭_____及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

5 略

6 第5条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第5条第3項の表備考第1号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

7 略

8 _____前3項の規定により第5条第3項の表備考第1号

に定める者を<u>特定理学療法士等、</u>小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。 9 第5条第3項の表備考第5号及び附則第6項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第1号に定める者(同表備考第5号ただし書の規定による支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	に定める者を_____小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。
--	--

(松江市認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正について)

第4条 松江市認定こども園の認定要件に関する条例（平成30年松江市条例第88号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(職員配置の基準) 第7条 略 2 満3歳以上の子どもであつて、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの(以下「教育及び保育時間相当利用児」という。)に共通の4時間程度の利用時間につ	(職員配置の基準) 第7条 略 2 満3歳以上の子どもであつて、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの(以下「教育及び保育時間相当利用児」という。)に共通の4時間程度の利用時間につ

いては、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員(以下「学級担任」という。)に担当させなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は30人以下を原則とする。

(職員の資格の基準)

第8条 職員の資格の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) 第1号、第2号及び前号により置かなければならない保育士の資格を有する者については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当

いては、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員(以下「学級担任」という。)に担当させなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は35人以下を原則とする。

(職員の資格の基準)

第8条 職員の資格の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4) 略

たつては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保すること。

(管理運営等の基準)

第11条 認定こども園における管理運営に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(12) 略

(13) 法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この号において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者(子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じていること。

附 則

(認定こども園の職員資格に関する特例)

1・2 略

3 第8条第1号及び第4号(ただし書の規定を適用する場合を除く。)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教諭の普通免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭、主務養護教諭及び養

(管理運営等の基準)

第11条 認定こども園における管理運営に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(12) 略

附 則

(認定こども園の職員資格に関する特例)

1・2 略

3 第8条第1号及び第4号(ただし書の規定を適用する場合を除く。)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教諭の普通免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭_____及び養

護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第 7 項において同じ。)をもって代えることができる。

4～6 略

7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同欄に掲げる者の総数は、第 7 条第 1 項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の 3 分の 1 を超えてはならない。

第 8 条第 5 号	第 8 条第 1 号により置かなければならない保育士の資格を有する者	特定理学療法士等
附則第 3 項	第 8 条第 1 号及び第 4 号(ただし書の規定を適用する場合を除く。)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教諭の普通免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
略		

8 第 8 条第 5 号及び附則第 6 項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者(第 8 条第 5 号ただし書の規定による支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第 7 項において同じ。)をもって代えることができる。

4～6 略

7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同欄に掲げる者の総数は、第 7 条第 1 項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の 3 分の 1 を超えてはならない。

附則第 3 項	第 8 条第 1 号及び第 4 号(ただし書の規定を適用する場合を除く。)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教諭の普通免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
略		

(松江市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 5 条 松江市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 30 年松江市条例第 90 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<u>（児童対象性暴力等の防止）</u> 第 47 条 <u>指定児童発達支援事業者は、法第 2 1 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u> （準用） 第 55 条の 9 第 5 条、第 8 条及び第 4 節（第 1 2 条、第 24 条第 1 項及び第 4 項、第 25 条、第 26 条第 1 項、第 32 条、第 34 条、<u>第 47 条</u>並びに第 52 条第 2 項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。 （準用）	第 47 条 <u>削除</u> （準用） 第 55 条の 9 第 5 条、第 8 条及び第 4 節（第 1 2 条、第 24 条第 1 項及び第 4 項、第 25 条、第 26 条第 1 項、第 32 条、第 34 条_____並びに第 52 条第 2 項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。 （準用）

第 72 条 第 13 条から第 23 条まで、第 25 条から第 31 条まで、第 33 条、第 35 条から____第 51 条まで、第 52 条第 1 項及び第 53 条から第 55 条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第 17 条中「いう。第 38 条第 6 号及び第 52 条第 2 項」とあるのは「いう。第 72 条において準用する第 38 条第 6 号」と、第 23 条第 2 項中「次条」とあるのは「第 71 条」と、第 26 条第 2 項中「第 24 条第 2 項」とあるのは「第 71 条第 2 項」と、第 27 条第 1 項、第 28 条及び第 55 条第 2 項第 2 号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。
(準用)

第 72 条の 2 第 8 条、第 9 条、第 13 条から第 23 条まで、第 25 条から第 31 条まで、第 33 条、第 35 条から____第 51 条まで、第 52 条第 1 項、第 53 条から第 55 条の 4 まで、第 66 条及び第 71 条の規定は、共生型放課後等デイサービス(放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。)の事業について準用する。
(準用)

第 72 条の 14 第 13 条から第 23 条まで、第 25 条、第 26 条、第 27 条(第 6 項及び第 7 項を除く。)、第 27 条の 2、第 28 条から第 31 条まで、第 33 条、第 35 条から第 37 条まで、第 39 条、第 39 条の 2、第 41 条の 2、第 41 条の 3 第 1 項、第 42 条から____第 51 条まで、第 52 条第 1

第 72 条 第 13 条から第 23 条まで、第 25 条から第 31 条まで、第 33 条、第 35 条から第 46 条まで、第 48 条から第 51 条まで、第 52 条第 1 項及び第 53 条から第 55 条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第 17 条中「いう。第 38 条第 6 号及び第 52 条第 2 項」とあるのは「いう。第 72 条において準用する第 38 条第 6 号」と、第 23 条第 2 項中「次条」とあるのは「第 71 条」と、第 26 条第 2 項中「第 24 条第 2 項」とあるのは「第 71 条第 2 項」と、第 27 条第 1 項、第 28 条及び第 55 条第 2 項第 2 号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。
(準用)

第 72 条の 2 第 8 条、第 9 条、第 13 条から第 23 条まで、第 25 条から第 31 条まで、第 33 条、第 35 条から第 46 条まで、第 48 条から第 51 条まで、第 52 条第 1 項、第 53 条から第 55 条の 4 まで、第 66 条及び第 71 条の規定は、共生型放課後等デイサービス(放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。)の事業について準用する。
(準用)

第 72 条の 14 第 13 条から第 23 条まで、第 25 条、第 26 条、第 27 条(第 6 項及び第 7 項を除く。)、第 27 条の 2、第 28 条から第 31 条まで、第 33 条、第 35 条から第 37 条まで、第 39 条、第 39 条の 2、第 41 条の 2、第 41 条の 3 第 1 項、第 42 条から第 46 条まで、第 48 条から第 51 条まで、第 52 条第 1

項及び第 53 条から第 55 条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第 13 条第 1 項中「第 38 条」とあるのは「第 72 条の 13」と、第 17 条中「いう。第 38 条第 6 号及び第 52 条第 2 項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第 23 条第 2 項中「次条」とあるのは「第 72 条の 12」と、第 26 条第 2 項中「第 24 条第 2 項」とあるのは「第 72 条の 12 第 2 項」と、第 27 条第 1 項、第 28 条及び第 55 条第 2 項第 2 号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第 28 条第 4 項中「第 27 条第 4 項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第 27 条第 4 項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第 49 条第 1 項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。

(準用)

第 77 条 第 13 条から第 23 条まで、第 25 条、第 26 条、第 27 条(第 4 項を除く。)、第 27 条の 3、第 28 条から第 31 条まで、第 33 条、第 35 条から第 37 条まで、第 39 条、第 39 条の 2、第 41 条の 2、第 41 条の 3 第 1 項、第 42 条、第 44 条から _____ 第 51 条まで、第 52 条第 1 項、第 53 条から第 55 条まで及び第 72 条の 11 から第 72 条の 13 までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第 13 条第 1 項中「第 38 条」

項及び第 53 条から第 55 条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第 13 条第 1 項中「第 38 条」とあるのは「第 72 条の 13」と、第 17 条中「いう。第 38 条第 6 号及び第 52 条第 2 項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第 23 条第 2 項中「次条」とあるのは「第 72 条の 12」と、第 26 条第 2 項中「第 24 条第 2 項」とあるのは「第 72 条の 12 第 2 項」と、第 27 条第 1 項、第 28 条及び第 55 条第 2 項第 2 号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第 28 条第 4 項中「第 27 条第 4 項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第 27 条第 4 項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第 49 条第 1 項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。

(準用)

第 77 条 第 13 条から第 23 条まで、第 25 条、第 26 条、第 27 条(第 4 項を除く。)、第 27 条の 3、第 28 条から第 31 条まで、第 33 条、第 35 条から第 37 条まで、第 39 条、第 39 条の 2、第 41 条の 2、第 41 条の 3 第 1 項、第 42 条、第 44 条から **第 46 条まで、第 48 条から** 第 51 条まで、第 52 条第 1 項、第 53 条から第 55 条まで及び第 72 条の 11 から第 72 条の 13 までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第 13 条第 1 項中「第 38 条」

とあるのは「第 77 条において準用する第 7 2 条の 13」と、第 17 条中「いう。第 38 条第 6 号及び第 52 条第 2 項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第 23 条第 2 項中「次条」とあるのは「第 77 条において準用する第 72 条の 12」と、第 26 条第 2 項中「第 24 条第 2 項」とあるのは「第 77 条において準用する第 72 条の 12 第 2 項」と、第 27 条第 1 項及び第 28 条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第 27 条第 6 項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設(以下「訪問先施設」という。)による評価(以下「訪問先施設評価」という。)を受けて」と、同項第 5 号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第 7 項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第 28 条第 4 項中「第 27 条第 4 項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第 5 項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第 44 条第 1 項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第 49 条第 1 項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努

とあるのは「第 77 条において準用する第 7 2 条の 13」と、第 17 条中「いう。第 38 条第 6 号及び第 52 条第 2 項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第 23 条第 2 項中「次条」とあるのは「第 77 条において準用する第 72 条の 12」と、第 26 条第 2 項中「第 24 条第 2 項」とあるのは「第 77 条において準用する第 72 条の 12 第 2 項」と、第 27 条第 1 項及び第 28 条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第 27 条第 6 項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設(以下「訪問先施設」という。)による評価(以下「訪問先施設評価」という。)を受けて」と、同項第 5 号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第 7 項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第 28 条第 4 項中「第 27 条第 4 項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第 5 項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第 44 条第 1 項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第 49 条第 1 項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努

めなければならない」と、第 55 条第 2 項第 2 号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。	めなければならない」と、第 55 条第 2 項第 2 号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。
--	--

(松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 6 条 松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和 6 年松江市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
附 則 1 略 (経過措置) 2 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>令和 10 年 3 月 31 日までの間</u>、第 1 条の規定による改正後の松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第 36 条第 2 項の規定(<u>満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。</u>)は、適用しない。この場合において、第 1 条の規定による改正前の松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第 36 条第 2 項の規定(<u>満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。</u>)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。 <u>3 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に</u>	附 則 1 略 (経過措置) 2 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間</u>_____、第 1 条の規定による改正後の松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第 36 条第 2 項の規定_____ _____は、適用しない。この場合において、第 1 条の規定による改正前の松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第 36 条第 2 項の規定_____ _____は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第1条の規定による改正後の松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。)は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

4 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の松江市認定こども園の認定要件に関する条例第7条第1項の規定(満3歳以上満4歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。)は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の松江市認定こども園の認定要件に関する条例第7条第1項の規定(満3歳以上満4歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

5 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第2条の規定による改正後の松江

3 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間____、第2条の規定による改正後の松江市認定こども園の認定要件に関する条例第7条第1項の規定____

____は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の松江市認定こども園の認定要件に関する条例第7条第1項の規定____

____は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

市認定こども園の認定要件に関する条例第7条第1項の規定（満4歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の松江市認定こども園の認定要件に関する条例第7条第1項の規定（満4歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、この条例の適用の日以後においても、なおその効力を有する。

6 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第3条の規定による改正後の松江市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第3項の規定（満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、第3条の規定による改正前の松江市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第3項の規定（満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

7 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、第3条の規定に

4 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第3条の規定による改正後の松江市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第3項の規定

は、適用しない。この場合において、第3条の規定による改正前の松江市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第3項の規定

は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

よる改正後の松江市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第3項の規定(満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。)は、適用しない。この場合において、第3条の規定による改正前の松江市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第3項の規定(満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。)は、この命令の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

- 8 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、第4条の規定による改正後の松江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、適用しない。この場合において、第4条の規定による改正前の松江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効

- 5 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第4条の規定による改正後の松江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定_____
_____は、適用しない。この場合において、第4条の規定による改正前の松江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定_____
_____は、この条例の施行の日以後においても、なおその効

力を有する。	力を有する。
<u>9 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第4条の規定による改正後の松江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)</u>は、適用しない。この場合において、<u>第4条の規定による改正前の松江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)</u>は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。	

(松江市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 松江市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年松江市条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<u>(児童対象性暴力等の防止)</u> <u>第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法</u>	

<u>律第 69 号)第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。</u>	
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第 13 条の次に 1 条を加える改正規定、第 2 条中松江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 14 条の改正規定、第 3 条中松江市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第 3 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定、第 4 条中松江市認定こども園の認定要件に関する条例第 11 条に 1 号を加える改正規定、第 5 条及び第 7 条の規定は、令和 8 年 12 月 25 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における 1 学級の園児数については、第 3 条による改正後の松江市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、令和 14 年 3 月 31 日までは、なお従前の例によることができる。
- 3 この条例の施行の際現に存する認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）における 1 学級の子どもの数については、第 4 条による改正後の松江市認定こども園の認定要件に関する条例第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、令和 14 年 3 月 31 日までは、なお従前の例によることができる。